

Ⅷ－４新見市立神郷北小学校 いじめ問題対策基本方針

令和4年4月策定

いじめに関する現状と課題

- ・本校の昨年度いじめの認知件数は0件である。
- ・少人数学級でありクラス替えがないため、児童の心理的ケアには十分注意を払うことが必要である。
- ・未然防止の取り組みをより強く推進するためには、他の分掌組織とも連携して、学校をあげた横断的な取り組みを行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。
- ・友だちに対してかける言葉がきつくなったり、思いやりにかける言葉を書いてしまったりすることがあるため、配慮が必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取り組みを推進するため、いじめ対策委員会には、生徒指導主事以外にも、学年の教職員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取り組みを行う。
- ・また、児童のSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に、校内研修を実施し、全ての情報モラルについての教育の推進を図る。
- ・いじめの未然防止に向けた児童生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・いじめの早期発見のために教育相談週間・児童生活アンケート等を活用し、得られた情報を教職員間で共有を図る。
- ＜重点となる取り組み＞
- ・いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を夏季休業中に実施する。
- ・「教育相談週間」や「人権週間」の取り組みにおいて、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。
- ・児童のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で全ての児童に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。

保護者・地域との連携

- ＜連携の内容＞
- ・学校基本方針をHP、PTA総会や参観日で説明し、学校がいじめ問題への取り組みについて保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や学級懇談会等を活用したいじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取り組みの改善に生かす。
- ・学校運営協議会の場を活用し、地域の方々と協議する機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・インターネット上のいじめの問題やスマートフォン等の正しい使い方等についての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。
- ・PTA新聞・学校だより・学級通信を活用し、いじめ問題等の現状や啓発活動を行う。
- ・取り組みの実施状況について児童の保護者に公開し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認する。

学

校

いじめ対策委員会

- ＜対策委員会の役割＞
- ・基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への
- ＜対策委員会の開催時期＞
- ・年3回開催(校内指導委員会を兼ねる)
- ＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞
- ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。
- ＜構成メンバー＞
- ・校外
PTA会長・民生委員・学校運営協議会等
- ・校内
校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭等

全教職員

関係機関等との連携

- ＜連携機関名＞
- ・県教育委員会・市教育委員会
- ＜連携の内容＞
- ・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW・SC等)の派遣
- ＜学校側の窓口＞
- ・教頭
- ＜連携機関名＞
- ・新見警察署
- ＜連携の内容＞
- ・非行防止教室の実施
- ・定期的な情報交換、連絡会議の開催
- ＜学校側の窓口＞
- ・教頭

学校が実施する取り組み

① いじめの防止	○職員研修 ・教職員の指導力向上のため、児童のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。 ○道徳教育及び体験活動の充実 ・児童の訴える力の育成や見て見ぬふりをせず、互いに支え合う風土を全教科領域で培う。 ○児童会活動 ・いじめについて考える週間において代表委員会主催の、児童自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取り組みを進める。 ・児童集会等での異学年交流により人との関わり方を身に付け、自分と他人では思いや考え方が違うことに気付かせ、その中で認められた自分が存在していることを感じることで自尊感情を育み、明るく楽しい学校生活を送ることができるようにする。 ○居場所づくり ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。 ○情報モラル教育 ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において1時間行う。
② 早期発見	○実態把握 ・児童生徒の実態把握のためのアンケートを年2回実施し、年2回の個別の教育相談を行う。また、保護者個人懇談を活用し、児童の生活の様子を十分把握して、いじめの早期発見を図る。 ○相談体制の確立 ・相談担当の教職員を児童生徒に周知すると同時に、全ての教員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声をかけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。 ○情報共有 ・児童生徒の気質になる変化や行爲があった場合、教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。 ○家庭への啓発 ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるためのポイントを載せたパンフレットを配付して、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。
③ いじめへの対処	○いじめの有無の確認 ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。 ○組織的な対応と関係機関との連携 ・いじめの発見・通報があった場合には、組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催し、速やかに対応する。また、教育委員会へ報告をし、状況に応じて警察等関係機関へ相談する。 ○いじめられた児童生徒への支援 ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を徹底的に守り通すことを最優先に、当該児童生徒及びその保護者に対して支援を行う。 ・調査結果については、いじめを受けた児童及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。 ○いじめた児童生徒への指導 ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 ○いじめの認知に関する検証 ・児童アンケート、教育相談、保護者アンケートとともにPTA総会等で認知漏れや対処漏れがないか確認する。